

平成23年12月22日

於 教育委員会室

平成23年12月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成23年12月大和市教育委員会定例会

○平成23年12月22日(木曜日)

○出席委員(5名)

1番	委員長職務代理者	森山寛
2番	委員	石川創一
3番	教育長	滝澤正
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	田中博	こども部長	吉間一治
文化スポーツ部長	酒井克彦	教育総務課長	堀内一雄
学校教育課長	大澤一郎	保健給食課長	臼井博
指導室長	西山誠一郎	教育研究所長	中田朝夫
青少年相談室長	岩堀進吾	こども・青少年課長	村井英雄
文化振興課長	北島滋穂	生涯学習センター館長	西山正徳
図書館長	井上克彦	スポーツ課長	林武人

○書記

教育総務課政策調整担当係長	飛田幸人	教育総務課政策調整担当主査	加山和子
---------------	------	---------------	------

○日程

- 1 開 会
  - 2 会議時間の決定
  - 3 前会会議録の承認
  - 4 会議録署名委員の決定
  - 5 教育長の報告
  - 6 議 事
- |                |  |
|----------------|--|
| 日程第 1 (議案第41号) | 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 2 (議案第42号) | 大和市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則について               |
| 日程第 3 (議案第43号) | 大和市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則について              |
| 日程第 4 (議案第44号) | 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について            |

日程第 5 (議案第45号)

大和市スポーツ振興審議会委員の解職及び大和市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第 6 (議案第46号)

平成23年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

7 そ の 他

8 閉 会

開会 午前10時00分

○青 蔭  
委員長

ただいまから、教育委員会12月定例会を開会いたします。

会議時間は、正午までといたします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、4番篠田委員、1番森山委員、お願いします。

続きまして、教育長の報告をお願いいたします。

○滝 澤  
教育長

前月の定例会以降の動きとしては、12項目ほどございました。

5番、青少年健全育成大会。11月26日土曜日、午後日程で開催されました。

子どもたちの作文には、本当に考えさせられる部分がありました。各小・中学校から代表1点、それから高校、柏木学園からも1点ということで、心のこもった内容のある作文の朗読がありました。子どもたちが健全に成長していくことを願わずにはいられない、心温まる大会であったと思います。

7番、中学校教育課題研究発表会。12月2日金曜日に鶴間中学校でございました。鶴間中学校は、豊かな人間関係を育てる学びあい活動というテーマでした。生徒が非常に落ちついていて、教員も生徒達をしっかりと見て学び合うという、そこに教育活動、学習活動の原点があるという考え方で取り組んでいただいた研究の成果が生徒達の学習する姿勢に表れていたかと思います。

教員方も生徒の思いや発言、動きを丁寧に見取って指導していただいていた。校長の話によると、朝読も毎日取り組んでいるとのこと、そういうことも功を奏しているのではないかと思います。

今回は中間発表で、来年が本発表ということですので、また鶴間中学校の教育実践研究には期待をしたいところでございます。

9番、全国創造ものづくり教育フェア開会式。12月4日日曜日9時半から渋谷中学校でございました。

ロボットや工作の作品など、さまざまなものを持ち寄った関東甲信越のブロック大会で、様々なものづくりの視点で取り組んでおりました。

子どもたちのロボットに対しての取り組みでは、非常に素晴らしい作品がありました。本市からも4チームが参加しておりました。

その後、関東甲信越の代表が1月下旬の全国大会へ参加するということがそうです。

10番、交通安全のぼり旗贈呈式ということで、12月9日、大和警察署で、綾瀬市の守矢教育長と私の2人で交通安全協会からのぼり旗をいただきました。

自転車事故が多発しており、学校も教育委員会も自転車の乗り方、交通安全教育に携わっていくということで、のぼり旗を各学校に1本ずつ渡して、啓発活動をしていくという、そういう贈呈式でした。

12番までの説明は、以上となります。

続いて、第4回大和市定例市議会がございましたので、その報告をいたします。

一般質問について、重立ったものを報告します。

まず、町田議員。不登校について、3点ほど報告します。小学生のための教育支援教室ということで、市の中央部にある「まほろば教室」には、通室しにくい南部、北部にも教室を設置すべきであるというご提言をいただきました。それに対しては、各学校に子どもと親の相談員や、スクールアシスタントを配置して対応しているという意味の内容をお答えしました。

2つ目として、中学生の不登校生徒の学習支援はどうなっているかと、質問がありました。それに対しては、支援する具体的な教員としては担当教員と不登校児童・生徒支援員が当たっているということと、一部の中学校では、地域のボランティアの協力で指導していると、具体的な事例を述べました。このような地域ボランティアの協力というのを、教育委員会としては各中学校へ働きかけていくと説明しました。

3つ目として、不登校児童・生徒への対策として、どのような対策を講じているかという質問がございました。答弁としては、不登校の解消の対策として予防と適切な支援が必要であり、教育委員会では、教育活動全体の中で、人間関係づくりを通して自己肯定感やコミュニケーション

ン能力の向上を図るという対応をしていると。学校にあっては、生活アンケートや教育相談等をきめ細かく行い、実態調査を把握する中で、早期発見、早期対応を進めています。さらに、この不登校対策については、関係機関と緊密に連携をして、学習支援や生活改善に努めていかなければいけないと答弁しました。

続きまして、吉澤議員。教員のメンタルヘルスについて。

まず、小・中学校で精神疾患により休職した教員数や早期発見、予防の取り組みはどうなっているかということに対して、21年度は9名、22年度、23年度は3名と答えました。主な原因としては、多様化する児童・生徒の問題や保護者対応、また、経験不足による精神的な負担、高齢化に伴う体調不良や病気、それから、教員の親の介護負担などが考えられると答弁しました。そういう中で、スクールカウンセラーによる心のケアを図っているところであり、安心して療養休暇がとれるよう非常勤教諭も配置し、さらに必要に応じて市の産業医に相談をかける。県では、公立学校共済神奈川支部で専門機関による相談を開いており、また、校長、教頭、いわゆる管理職に対しては、メンタルヘルスの訪問相談だとか、また、研修をしていると答弁しました。

また、土日の相談や臨床心理士は派遣できないか、また、メンタルヘルスシートの導入や精神疾患を患った教員が現場復帰を早くできるようにリワークプラザの開設は考えているかとご質問がありました。それに対しては、メンタルヘルスシートについては、教育委員会としては導入していきたいと考えている。ただし、土曜、日曜の相談や、臨床心理士の派遣、また、リワークプラザの設置については県教委に強く働きかけをしていきたいということで、市独自ではできませんので、そのように答弁をしました。

続きまして、井上議員。中学校の部活動における外部コーチについてと、拉致問題の「めぐみ」DVDの活用状況について。このDVDの活用状況については、山本議員もお尋ねになっておりました。基本的に、DVDは各学校に配布しており、指導の徹底ということで、10月にさらに県教委から来た事例を各学校に周知をして、その周知にさらに努め

ているとお答えしました。

中学校の部活動については、中学校の部活動の外部コーチの経済的な負担が大きいと。関東大会や全国大会に勝ち上がっていけば経費もかさむし、待遇改善をしてはどうかという提言をいただきました。答弁といたしましては、部活動における地域の指導者のご協力は部活動の活性化に大変有効であるということ、それから、関東大会とか全国大会などの出場の成果については、外部コーチのご尽力の賜物であると答弁し、大会参加にかかわる経費は、中体連主催の関東大会以上の大会参加については必要経費を補助しており、中体連以外の主催については補助の対象外であります。クラブチームの参加については、社会教育の一環として助成する制度があるとお答えしました。

続きまして、大波議員。図書館と交通マナー向上の教育ということで、この交通マナーに関連し自転車の乗り方教室や交通安全教室の質問は、佐藤議員、小倉議員、青木議員からも関連した質問がありました。自転車のマナーや交通安全については、各学校の実情について答弁をさせていただきました。中学校の自転車乗り方教室については、スタントマンによる体験型の交通安全教室を開いたこととお答えしました。

続きまして、三枝議員。塾や予備校に行かずに済む高校受験体制についてと、教員の授業以外の雑務等の廃絶についてご質問がありました。

児童・生徒が塾通いする理由は一体どこにあるのかについては、塾に通う割合が増加してきている背景には様々な要因が考えられ、特に、小学校の場合は中高一貫志向、中学校においては従来からのように高校受験対策などが考えられると述べました。

教員の多忙化については、教育現場に対するニーズの多様化や教員の業務の特殊性にあるととらえていると。いずれにいたしましても、担任の教員が児童・生徒と向き合う時間の確保は大切であると考えているとお答えしました。

続きまして、中村優子議員。特に、子どもの利益を最優先する支援体制について質問いただきました。それから、不登校対策について市長にも質問をしており、不登校や引きこもる子ども、若者が増えている状況

に対して市長はどう考えているかというお尋ねがございました。

スクールソーシャルワーカーを加えたネットワークの構築に対する教育長の考えについては、学校だけで対応するということが困難になってきており、そういった中では、福祉分野を含めた幅広いネットワークが必要不可欠であり、スクールソーシャルワーカーが果たす役割は重要なものとなっているとお答えしました。

それから、外部スクールソーシャルワーカーのかかわり、不登校の児童・生徒に対するの対応、それから、スクールソーシャルワーカーの身分保証的なもの、また、不登校のまま卒業した生徒のその後の状況把握についてはどのようにとらえているかなど、さまざまなご質問がございました。これらについては、概略は省略いたしますが、いずれにいたしましても、中村議員は不登校対策ということで、不登校、ひきこもりが今後も多くなっていく、そういうことに対するの対応をきちんとしてほしいというようなお考えがあるようでございました。

続きまして、古木議員。都市と農村の交流について。いわゆる自然体験学習といった部分を親と子どもとが体験するということは、子どもの成長にとってプラスになるのではないか、いわゆるグリーンツーリズムの趣旨を生かした小・中学校における自然体験の活用という質問がございました。議員としては、子どもにとっての体験活動というのが人格形成上も体験上も意味があるのだという論調でお話しになりました。これに対しては、この体験活動の活用ということの見解は、本市では環境教育と自然体験学習の推進を図る目的で、「やまと みどりの学校プログラム」や、総合的な学習、部活動、委員会活動の時間を使って、緑のカーテンづくりや、稲作の体験学習、引地川クリーン作戦、ほたる池にホタルを飛ばそうプロジェクトなど、創意ある体験活動が展開されており、これらはグリーンツーリズムの趣旨に合致しているものと認識していると。引き続き、こういうものについて、各学校に教育活動で強く推進するように働きかけていくと答弁しました。

続きまして、山本議員。大和市における教育についてということで、基礎教育と人権教育、シチズンシップ教育、健康教育についてご質問が



ありました。特に、基礎教育について答弁したことを報告します。

小・中学生の学力の把握を教育委員会としてはどのように行っているかと、2つ目としては、本市の小・中学生の学力向上にどのような方策を考えているかという質問がありました。それに対し、教育委員会としては、研修会や訪問指導の充実に努めるとともに、環境整備として学校図書館整備、図書司書の配置などによる図書館教育の充実、それから小学校の電子黒板整備、授業日数の6日間の確保、各学校への研究助成、学力向上につながる授業としての多方面からの環境整備に取り組んでいるということを答弁しました。

続きまして、河崎議員。学校給食食材の放射能測定について、11月から食材の放射能測定は月2回程度進めていますが、その回数を増やしてはどうかとお尋ねがございました。それについては、教育委員会としてはスタートしたばかりなので、増やす考えはないと答えました。給食の食材については、宮応議員からも質問がありましたが、同じような答弁をしております。ただ、給食を1週間分ほどとっておき、それをミンチにして、どのくらい内部被爆があるのかと、後追いの検査を実施している市もありますが、国の動向、それから他市のそういう状況を見ながら対応を考えていきたいと答弁をつけ加えております。

それから、学校に配っている放射線の測定器、サーベイメーターの教育現場での活用をどのように考えているかとお尋ねがありました。それについては、来年3月に文部科学省から配布される放射線の副読本を活用しながらサーベイメーターの活用は考えていくと答弁しました。

続きまして、二見議員。文ヶ岡小学校から光丘中学校へ通学する生徒の通学費補助を考えたらどうかとご質問がありました。これについては、電車通学に要する費用は個人負担となっているが、就学援助を受けている家庭に対しては通学定期代を援助しているとお答えしました。

最後に山田議員。マルチメディアデイジーの導入と食物アレルギーの対策についてご質問がありました。特に、食物アレルギーでは、どのくらい食物アレルギーの子どもたちがいるのかというお尋ねと、それから、特にその中でアナフィラキシーショックについての対応をお聞きに

なっております。

アナフィラキシーショックへの対応は、各学校において救急車によるかかりつけ医への搬送、それから保護者への連絡など、あらかじめ保護者とよく学校が相談をして個々の対応を定めております。また、そのショックで生命が危険な状態にあるときには、教職員が筋肉弛緩剤、いわゆるエピペン、その注射を保護者との話し合いの上学校で保管しておき、緊急時にはそれを活用するというような取り組みを学校がしていることを答弁しました。教職員に対するエピペンの使用方法の研修についても、各学校で昨年、今年と教職員研修に努めておりますと答弁しました。

全体的に、15名の議員から、多岐にわたった一般質問でございました。一般質問についての報告は以上です。

それから、次回の定例会までの予定ということで7項目ほどございます。特に4番の成人式、これは1月9日、スポーツセンターでございしますが、委員の皆様には、ご出席いただくようになろうかと思っております。

以上です。

○青 蔭 委員長 ただいま教育長の報告がございました。質疑等ございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

(「特にありません」の声)

○青 蔭 委員長 特にないようですので、教育長に対する質疑を終了いたします。

#### ◎議 事

○青 蔭 委員長 それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第41号から日程第3 議案第43号及び日程第5 議案第45号につきましては、関連がございますので、日程を変更して、一括して審議を行いたいと思っております。

日程第1 議案第41号「大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第2 議案第42号「大和市スポーツ振興審議会の規則の一部を改正する規則につ

いて」につきまして、日程第3 議案第43号「大和市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則について」及び日程第5 議案第45号「大和市スポーツ振興審議会委員の解職及び大和市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とします。

細部説明を求めます。林スポーツ課長。

○ 林  
スポーツ  
課 長

それでは、一括してご説明させていただきます。

提案の理由ですが、スポーツ基本法が制定されたことなどに伴いまして、それぞれに所要の改正等を行いたいとするものです。

まず、議案第41号について、別表第1（第2条関係）、事務の欄中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改めるものです。施行日につきましては、公布の日からといたします。

続きまして、議案第42号について、まず、題名「大和市スポーツ振興審議会」を「大和市スポーツ推進審議会」に改めるものです。次に、第1条中、「大和市スポーツ振興審議会の設置に関する条例」を「大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例」に、「大和市スポーツ振興審議会」を「大和市スポーツ推進審議会」に、それぞれ改めるものです。施行日は、公布の日からといたします。

続きまして、議案第43号について、まず、題名「大和市体育指導委員」を「大和市スポーツ推進委員」に改めるものです。次に、第1条中、「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、それぞれ改めます。次に、第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に「（報酬等）第4条 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、大和市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）及び大和市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の規定による。」を加えるものです。この規則につきましては、平成24年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第45号について、現行の委員は、平成23年12

月26日付で解職となり、大和市スポーツ推進審議会委員として新たに委嘱をするものです。任期は、平成24年1月1日から平成25年12月31日までの2年間となります。

○青 蔭  
委員長

ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

石川委員。

○石 川  
委 員

法律の改正により、名称を変更したことによって何か中身が変わるのでしょうか。

○ 林  
スポーツ  
課 長

名称が変わることによって担当する事務や、体育指導委員はスポーツ推進委員になりますけれども、職務としての変更はございません。

ただし、体育指導委員はスポーツ推進委員に変わりますのは、従来、体育指導委員というとスポーツの実技の指導だとか、そういうのが中心であったのですが、現在はスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整という部分が必要になってまいりましたので、そうした部分を文言の中で整理をして、今回スポーツ推進委員として変更したということでございます。

○石 川  
委 員

そうすると、なぜ名称を変えたのかという気がします。

○ 林  
スポーツ  
課 長

法律の改正そのものの背景ですが、このスポーツ振興法は昭和36年に制定されております。これは、東京オリンピックが39年に開催されるという中で、主に施設整備に主眼を置いて行われておりました。

今回、50年ぶりに改正した中では、施設整備だけではなくて新たなソフトも含めてスポーツを推進していくという部分、それから、近年プロスポーツの発展等がありますので、そうした部分への対応ということで行っております。そうした中で、体育指導委員という名称はやはり指導という部分で確かにいろいろな意味があると思いますので、そこをわかりやすく整理をしたと聞いております。

○青 蔭  
委員長

ほかの委員は、いかがでしょうか。

篠田委員。

○篠 田  
委 員

議案第43号の第4条に報酬等の内容が追加されているのは、今まで

発生していなかったものが発生すると考えてよろしいのですか。

○ 林  
スポーツ  
課 長  
今までも体育指導員につきましては、年額で報酬等を出ておりますが、その規定がこの規則の中に明記されておりましたので、今回文言の整理を含めて、この中に追加させていただくものです。

○青 蔭  
委員長  
ほかにございますか。  
石川委員。

○石 川  
委 員  
議案第45号のスポーツ振興委員の名簿について、スポーツ振興審議会委員の任期については再任を妨げないとありますが、長年やっておられる方もいらっしゃるようと思います。これは各団体などから選ばれた方なのでしょうか。

○ 林  
スポーツ  
課 長  
スポーツ振興審議会の委員につきましては、従前それぞれの団体の方から推薦をいただきまして、スポーツ振興審議会委員としてお願いしておりましたことから、この方々を改めて2年間継続するものです。

○石 川  
委 員  
一番長い方で、どれぐらいやっているのですか

○ 林  
スポーツ  
課 長  
名簿の中で長い方というと、2番の廣瀬会長。それから、5番の桐原さん、この方も7期ぐらいお願いしているかと思えます。

○石 川  
委 員  
中身について云々と特に言うわけではありませんが、余り長過ぎるといのはどうなのでしょう。弊害というのは出てきませんか。

○ 林  
スポーツ  
課 長  
充て職の部分でお願いしている部分もあり、それ以外の方については、代っているケースがございます。

今後、充て職につきましても、今委員おっしゃいましたように、長いのはいかがなものかという面もありますので、その辺も含めて、2年後になるかと思いますが、いろいろと検討してまいりたいと思います。

○青 蔭  
委員長  
検討いたすということです。石川委員、いかがでしょうか。

○石 川  
委 員  
十何年と余りに長期にわたってというのは、結局その審議会自体の中身が、形だけみたいになっているのではないかと思われます。いわゆる名誉職みたいな形として。中身を実質的にやるのであれば、こういう意味での新しい方もお願いをする方向性というのはあってもいいのではな

いかと思います。

○青 蔭  
委員長

その辺は、そういうふうにご検討いただけるということで。

○ 林  
スポーツ  
課 長

はい、検討します。

○青 蔭  
委員長

教育長。

○滝 澤  
教育長

これは、一般的な傾向としてはそういう意見もあるかと思いますが、実際を見ていますと、長い方も結構クリエイティブに対応していただいています。団体の方たちは、下部組織や団体の方と中でいろいろと意見を吸い上げたり、いろいろ情報を得たりという、そういうような作業をしながら、この委員会のほうに入って意見を戦わせるという、そういう部分がありますので、結構長くても斬新な意見というのでしょうか、そういう議論ができていく感じがいたします。

そういった意味では、逆にそういう方たちに出てきていただいたほうが、議論を深めるときに状況がわかっているというメリットもあります。だから、その辺の交代というのはそういったことを考えていかないと、長いからいい、悪いという問題ではなく、どれだけ話が議論できるかという、その辺の情報を吸い上げてみて、団体の長や、その辺の方たちはそういった意味では情報が豊富で、推進という意味で余計に必要な部分があるので、その辺も十分配慮して対応していったほうがいいのではないかという感想を持っています。

○青 蔭  
委員長

ただいまのご意見も拝聴しつつ、どうぞ皆さん、うまく調整しつつお願いしたいと思います。

○ 林  
スポーツ  
課 長

教育長が言われたそういう経験という部分、それぞれ団体には下部組織等々ございますので、そういう意見を吸い上げてもらう等含めまして、検討してまいりたいと思います。

○青 蔭  
委員長

ほかに委員の方々、ご意見等ございませんでしょうか。

(「ありません」の声)

- 青 蔭  
委員長           それでは、ほかはないようでございますので質疑を終了いたします。  
                  1つずつ採決をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し  
                  上げます。  
                  これより、議案第41号につきまして採決いたします。  
                  本件の原案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。  
                  （「異議なし」の声）
- 青 蔭  
委員長           異議なしということですので、議案第41号は可決いたしました。  
                  次に、議案第42号につきまして採決いたします。  
                  本件の原案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。  
                  （「異議なし」の声）
- 青 蔭  
委員長           異議なしでございますので、議案第42号は可決しました。  
                  次に、議案第43号につきまして採決いたします。  
                  本件の原案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。  
                  （「異議なし」の声）
- 青 蔭  
委員長           異議なしということですので、議案第43号は可決いたしました。  
                  次に、議案第45号につきまして採決いたします。  
                  本件の原案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。  
                  （「異議なし」の声）
- 青 蔭  
委員長           異議なしでございますので、議案第45号は可決いたしました。  
                  続きまして、日程第4 議案第44号「大和市生涯学習センター条例  
                  施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。  
                  細部説明を求めます。西山生涯学習センター館長。
- 西 山  
生涯学習  
センター  
館 長           本件は、10月定例会において一度上程したのですが、再度上程さ  
                  せていただくものです。  
                  提案の理由ですが、平成24年度の社会教育団体の再登録を受け付け  
                  るに当たり、社会教育団体等の定義を明確にするため、及び規則の文言  
                  の整理等を行いたいため、規則の一部改正を上程するものです。  
                  まず、第3条「ただし、公共的団体、社会教育団体及びやまと生涯学  
                  習ねっとわあく利用者として教育委員会に届け出ているものは、利用者  
                  登録の申請を省略することができる。」については、生涯学習センター

の施設予約システム上、他の団体と同様に申請書が必要で、省略できませんので、削除いたします。

次に、第5条、利用者登録の更新については、既に登録の済んでいる団体のことですので、「利用者登録の申請」を「登録団体」に変更します。次の「定期的に」と「登録団体」については、削除します。

第6条は、学習センターの使用に当たって、教育委員会に使用申請を出していただくということを定めています。

現行規則の第3項は、公共的団体が1号で、社会教育関係団体が2号となっておりますが、「国及び地方公共団体」の区分がこれまでなかったため、今回新たに1号として加えます。公共的団体については、地方自治法第96条等にある公共的団体と考えております。

次に、改正案第3号の社会教育関係団体については、今度新たに、「（前号までの団体並びに営利団体及び法人を除き、組織的かつ継続的に活動している団体であって、市内に在住、在学又は在勤する者に対して社会教育に関する活動を行っている団体をいう。以下同じ。）」を加えるものです。

「資料 団体種別」をご覧ください。今回の社会教育関係団体についての定義ですが、国及び公共団体、さらに公共的団体については既に定義をしました。それから、営利活動をする法人あるいは法人以外の団体を含めて営利団体とします。

それら3つを除いた中で残ったものが資料の右側になります。この右の円の中は、4つに分かれます。上の2つは、市内で活動するもの、下の2つは、市外で活動しているものです。また、左半分は法人になります。これにより、左上は市内に所在地のある法人、左下は市外に所在地のある法人になります。右半分は、法人以外の団体です。右上は法人以外の団体で、構成員の2分の1以上が市内に在住、在学、在勤する者で占める団体となります。右下は、市外の法人以外の団体で、構成員の2分の1未満が市内に在住、在学、在勤する者の団体になります。

今回、社会教育関係団体として定義したいのは、国及び地方公共団体、公共的団体、営利団体を除いた中で、市内、市外を問わず、法人以



外の団体で組織的及び継続的に活動している団体で、市内に在住、在学、在勤する者に対して社会教育活動をする団体を社会教育関係団体として定義づけたいと思っております。

そして現行の第3号、市民等の団体ですが、「(前号までの団体及び営利団体を除き、構成員の2分の1以上が市内に在住、在勤又は在学する者で占める団体。ただし法人にあっては、市内に所在地を有するものをいう。)」とします。

続きまして、第6項は、文言の整理を行うものです。

それから、第7条使用承認について、第9条使用の変更又は取消しについても、文言の整理を行うものです。

第13条は、地方自治法第149条第1項第3号に基づき使用料の徴収等は市長の権限であるため、「教育委員会」を「市長」に改めます。

別表1の2、会議室及び多目的ホールについて、国及び地方公共団体を新たに加えましたので、ここに新たに加わえ、別表第2についても同様としております。

別表第5、2の項は、4の項に変更します。

4の項は、5の項に、5の項は、6の項に変更します。

6の項ですが、「市が構成員となっている協議会、研究会等が主宰する事業のために使用するとき」については、公共的団体として扱っており、6の項の必要性がないということで、削除します。

他の箇所については、文言等の整理を行うものです。

施行は、来年の1月1日としております。以上です。

○青 蔭  
委員長

ただいまご説明が終わりました。質疑等ございますか。

表ができましたので、これは文言にしてしまうと大変わかりにくいことで、聞いていて何やらわからなかったのですが、この表ができましたら大分整理ができたかという感じがいたします。その中で委員の方々、審議をいただきたいと存じます。

森山委員。

○森 山  
委 員

いろいろ言ってこんなことになったのですが、わかりました。

これでわかりましたが、感想だけ申し上げると、これほど細かく神経

質に分けなければいけないかという感想を持ちます。もう少し大ざっぱでもいいのかと。特に優先決定をすとか、減免を何でこの1つだけが100分の70になっているのかなど、何故か言い出すと、よくわからないです。

いろいろな過去のいきさつがあるからそういうことになっているのかも知れませんが、こういうものは大した話ではないので、もう少しみんなにわかりやすく面倒がないようにする方がいいかと思っています。今後の検討課題にしてください。

○西山  
生涯学習  
センター  
館長  
○青蔭  
委員長

これから特にホールについて、また学習センターについても、今後数年のうちには見直しを図っていきたいと思っておりますので、そのときにはわかりやすい区分に変えていきたいと考えております。

ありがとうございました。大変わかりやすくなったかと思えます。

また今後は、森山委員がそうおっしゃっていますので、少しわかりやすくご検討ください。

石川委員、何かございますか。

○石川  
委員

要するに、減免などの特例を設ければ設けるほどに複雑になってくるということだろうと思います。だから、特例と言っているところをできるだけ少なくしていくような形のほうがいいのかもわかりません。

そのうちに新しいホールもできるというように聞いておりますので、その折にはぜひ整理をされるほうがいいのかと思います。

○青蔭  
委員長

ありがとうございます。  
各委員の方々、いかがでございましょうか。ほかにございませんか。

(「わかりやすくなりました」の声)

○青蔭  
委員長

ほかにございませんか。

(「ありません」の声)

○青蔭  
委員長

ほかにないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、議案第44号につきまして採決いたします。

本件の原案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声)

○青 蔭  
委員長

異議なしということですので、議案第44号は可決いたしました。

ここで日程を変更いたしまして、議案を1件追加します。

日程第6 議案第46号「平成23年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について」につきまして議題とします。

細部説明を求めます。堀内教育総務課長。

○堀 内  
教育総務  
課 長

本件につきましては、大和市教育委員会表彰規程に基づきまして、教育委員会所管の団体や個人に関する功勞、功績を顕彰するために、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則に基づき、教育委員会の会議に付議するものです。

なお、今回の表彰候補者につきましては、大和市教育委員会表彰候補者審査会に関する要領に基づき、関係3部長、教育部長、文化スポーツ部長、こども部長による審査会を12月19日に開催し、審議しております。

表彰の対象は、表彰規程の第2条で規定しており、第1号として、「学校教育または社会教育の振興、研究もしくは改善に努め、特にその功績が顕著なもの」、第2号として、「教育上他の模範と認められる行為のあったもの」、第3号として、「その他表彰に値すると委員会が認めたもの」でございます。

また、要領では、第1条としまして表彰の対象者ということで、功績表彰、功勞表彰、その他というように分類しています。

第2条では、表彰の対象除外者ということで、市の条例表彰または県で同一の功績で受けている者については表彰しないことを規定しております。

それでは、個々の候補者についてご説明いたします。今回の被候補者は、5団体37人の合計42件です。

まず、1番から17番の方々でございますが、全国大会や関東大会等で優秀な成績をおさめられたの方々でございます。

1番の方は、関東中学校陸上競技大会において、女子800メートルで第2位になられております。2番と3番の方は、全日本一輪車競技大会で、ペア演技小学生の部で第3位となられております。4番の方は、

同じく全日本一輪車競技大会で、グループ演技小学生の部で第3位です。5番の方は、全日本ジュニア空手道選手権大会、中学生男子65キログラム以上の部で準優勝しております。6番の方は、日本実業団水泳競技大会、女子50メートル自由形とバタフライで2位となっております。7番の方も日本実業団水泳競技大会、女子200メートル個人メドレーで2位となっております。8番の方は、全日本リトルリーグ野球選手権大会で準優勝になったメンバーの一員でございます。9番の方は、関東ソフトテニス選手権大会、ダブルスシニア男子65の部で準優勝でございます。10番の方は、全日本レディースソフトテニス決勝大会で、神奈川県代表チームの一員として第3位でございます。11番と12番の方につきましては、国民体育大会関東ブロック大会で、剣道少年女子の部において、県代表の一員として第3位となっております。また、

12番の方につきましては、関東七県対抗剣道大会で神奈川県代表として優勝しております。13番の方は、関東高等学校女子バレーボール大会で第3位となっております。14番の方は、日本少年野球選手権大会及び関東大会におきまして中学生の部で第3位となったメンバーの一員です。15番の方は、関東小学生男女ソフトボール大会で優勝しております。16番の方は、全国スポーツ・レクリエーション祭のグラウンド・ゴルフ大会個人戦において準優勝です。17番の方は、全国ラージボール卓球大会、男子シングルス80で第3位となっております。

以上が功績表彰です。

続きまして、18番から42番ですが、こちらの方々は、社会教育関係団体の育成や社会教育の振興などに10年以上にわたってご尽力された功労表彰者の方々でございます。

まず、18番から20番につきましては、市の子ども会連絡協議会の役員としてご尽力された方々です。21番の方は、青少年指導員としてご尽力された方です。22番から32番の方々は、市レクリエーション協会、市グラウンド・ゴルフ協会、市剣道連盟などの種目別協会の役員として、各協会の発展にご尽力された方々でございます。33番から3

9番の方々は、体育指導委員や社会体育振興委員などとして、社会体育の振興にご尽力された方々でございます。40番と41番の方は、社会教育関係団体として継続的にボランティア活動などを行っており、社会教育の振興に貢献された団体でございます。42番の方は、学校医として学校教育の充実に寄与された方です。

以上で被表彰候補者の説明は終わらせていただきたいと思います。表彰式につきましては、表彰規程の第5条の規定に基づきまして2月の最終日曜日、今年度は、来年の2月26日に挙行いたします。

以上です。

○青 蔭  
委員長      ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいいたします。なお、名簿は個人情報がございますので、意見は名簿の左側の番号にてよろしくお願ひしたいと思います。

委員の方、いかがでございましょうか。何かございますでしょうか。

(「ありません」の声)

○青 蔭  
委員長      特にございませので、質疑を終結いたします。

これより、議案第46号につきまして採決いたします。

本件の原案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭  
委員長      異議なしということでございますので、議案第46号は可決いたしました。

◎その他

○青 蔭  
委員長      それでは、「その他」に入りたいと思います。各課で報告事項がございましたら、順次報告をよろしくお願ひいたします。

二学期制の検証につきまして、西山指導室長。

○西 山  
指導室長      大和市におきまして、二学期制の実施につきましては、平成18年度から本格実施ということで、全面実施しております。5年以上経過したというところで、その成果と課題について検証する必要性がございます。それから、大和市議会においても一部この件につきましてご質問があったということもございます。そういったことで、今回、大和市二学

期制検証協議会を立ち上げるというものです。

目的といたしましては、大和市立学校における二学期制実施から5年以上経過したことを受け、その成果と課題について検証を行うため、組織を設置するというごさいます。

検証協議会の構成員として、以下の方々を考えておりますが、若干調整中のところも一部ごさいます。

会議の運営につきましては、検証協議会がごさいますして、その下に作業部会、検証ということとアンケート調査、それから関係者への聴取が主なものになると思っておりますけれども、そちらの取り方、またはアンケートの文案の作成などを担っていただくところが作業部会という形で、協議会と作業部会という構成にしていく予定でございます。事務局は指導室に置きます。

大ざっぱなタイムスケジュールですが、年が明けて第1回の協議会を開きまして、まず教員・保護者を中心としたアンケートを実施したいと考えております。24年5月頃とりまして、中間報告を8月ぐらいにさせていただくと。それから、今度は市民アンケート、それから聴取ということにつきましては、25年2月頃を予定し、そちらにつきまして最終報告を6月ごろ上げていただき、また、そちらの方の最終報告をこの教育委員会議において提案し、今後の方向性につきまして協議をいただいた中で、9月頃を目途に最終的な方向性を決定していただくというようなことを考えております。

○青 蔭  
委員長

ありがとうございました。

引き続きまして、教育フォーラムについてお願いします。

○西 山  
指導室長

こちらにつきましては、当初11月26日の土曜日に計画をしていましたが、健全育成大会と日程が重なったことから、1月14日の土曜日、午後日程で実施するもので、場所は、勤労福祉会館の3階ホールです。

毎回、いじめ、不登校を中心にテーマを持ってフォーラムを行っておりますけれども、今年度につきましては、そのいじめ、不登校、特にどちらかということではなく、両方に関係すると思っておりますが、居場所とし

での家庭、学校、地域をテーマにフォーラムを行う予定です。

現在、子どもたちはなかなか居場所がないというようなことがあって、その結果として例えばいじめとか不登校、そういったものも派生してきていると言われております。そこで、まずこういったことにつきまして、学校、家庭、地域の方々に来ていただき、居場所をテーマに意見交換をしていただく中で、今後の活動の活性化に結びつけていくということが狙いです。

内容につきましては、この6番に書いてあるような形で行いますが、その中で、今年度から始めました「いじめ・暴力防止ポスター」、こちらのほうを募集して、すばらしい作品が集まりましたので、こちらの表彰もあわせて行いたいというふうに思っております。

講演を聞いていただいた後、後半にグループ協議というような形で、さまざまな意見交換をしていただく予定です。

以上でございます。

○青 蔭  
委員長

ありがとうございました。質疑等ございますか。

石川委員。

○石 川  
委 員

二学期制の検証協議会について、これの経過、実際にこの日程でいきますと、もし変更があるとすると26年度からということになるかと思いますが、こういう制度についての検証ということは、要するに、多少今の制度自体に課題があると判断されて、こういう協議会というのは意外と結論が先にあたりするケースが多いのですが、その辺はいかがなのでしょう。全く白紙の状況での検証と考えていいのでしょうか。

○西 山  
指導室長

この協議会の目的は、二学期制の成果と課題についての検証ということが一つの目的でございます。その後のことにつきましては、学校の教員一人一人の意見や、市民のご意見とか、また社会的な部分でも動きがありますので、そちらのほうも含めまして最終的に方向性を決めていただければと考えております。

○石 川  
委 員

そうすると、全く白紙の状況の検証と考えてよろしいでしょうか。

○西 山  
指導室長

はい。

○森 山  
委 員

私もこの二学期制の検証協議会についての意見ですが、タイムスケジュールがあと2年かかるということになっているわけです。二学期制の検証をするだけで2年というのは、これは幾ら何でも長過ぎるのではないかという感想を普通持ちます。2カ月か3カ月もあれば検証ぐらいできそうな気がするのだけれども、こんなに長く時間をかける理由というのは一体何なのでしょう。

○西 山  
指導室長

まず、二学期制を導入した際にもかなり慎重な中でモデル校等実施し、検証して導入していったというようなこともございます。それから、今現在、二学期制について検証していくという他の自治体の動きもございます。あともう一つ、これはすぐには直結しませんけれども、例えば東大のほうは9月始まりというようなものを打ち出しているというような中で、もしかしたらそういうような二期制というのでしょうか、そういった動きも今後起こってくる可能性もありますので、その部分について幾つかのところの状況を見定めながら、しかも一人一人の教員の意見も吟味しながら行っていくという点で、少しタイムスケジュールを長目にとっています。

○森 山  
委 員

25年まではいずれにしても、もう結論が出ないというのであれば、こんなに長い間、協議会なんかかけないで、25年の半ばぐらいから検証すれば十分にできるのではないですか。このタイムスケジュールを見たら、幾ら何でもこれは役所仕事で、何やってるんだということになります。

これから導入・実施するかどうかということでは、もちろんモデル校をつくるなど、いろいろなことを確かめながら導入に踏み切るというタイムスケジュールはわかりますが、今まで実施したことを、これは一体どういう成果があり、どういう問題点があったのかということだけを検証するのに2年かけるというのは信じられないです。ほとんど意味がないと思いますよ。

○西 山  
指導室長

実はこのような検証を行っているのは本市だけではございませんで、他の自治体でも実施しております。先行している自治体につきましても、1年、2年、3年をかけてやっているというようなところもござい



ます。そういったところを参考にしながら、今回こういったタイムスケジュールを考えているところです。

○森山委員　　そんな市町村の前例などは参考にしなくてもいいではないですか。例えば、保護者・教員アンケートを実施するのと、市民アンケートを実施するのをなぜ同時にできないのですか。

○西山指導室長　　今回一つ一つの部分をきっちりと検証していくという中で、事務量も多くなると、それから分析の期間も必要になると感じておりますので、まずは今回、学校の中ではどうなのか、実施している団体の区分についての検証をまずしっかりした上で、そして、その上に市民、それから関係者等のご意見を伺うと、そういうような形を考えております。

○森山委員　　私は、全く理解できません。こんな長くやっているなんていうのは信じられないでしょう。

○青蔭委員長　　ほかの委員の方々は、いかがでしょうか。

○滝澤教育長　　確かに、森山委員がおっしゃっているような、中身を見れば3カ月ぐらいで決着がつくような内容です。ただ、これは三学期制から二学期制に移行したときに大分いろいろな紆余曲折があり、例えば市民の方については一切アンケートをとらずに二学期制にしたといった部分でしこりがあります。議員の一部からは、そういう大きな仕組みを考えていくときには市民の意見も必要だろうという指摘も受けております。

それで、具体的にこのアンケートについては、同時にという考え方もありますが、学校、それから保護者の方を先に行ったうえで、市民アンケートを形式的に行うというようなことではなく、今お子さんを小学校、中学校に通わせている保護者の方達がどのようなとらえ方をしているかというところのアンケート調査をし、そういう中で、市民の総意というものを十分斟酌をして制度を変えていかなければならないということになってくると、最大で2年間というようなことになるであろうと。ただし、2年どいっても25年6月頃で方向性を決めるということで、課題的なものが比較的スムーズにいくようであれば、これは早まってきますので、これは最長というようにとらえていただければと思います。

三学期から二学期に変えたときも市民を巻き込んだ動きが結構ありましたので、我々のほうは大事をとって検討していきたいということです。

また、場合によっては、二学期制を廃止して、三学期制に変えるというようなことになってきますと、これについても相当周知もしていかなければいけない部分があり、準備もあります。二学期制の課題と検証ということは、場合によったら三学期制に戻すということも検証結果としては考えられますので、丁寧に市民のご意見も十分お聞きしたい。

これから新学習指導要領も施行されていきますが、その側面支援ということにもつながってきますから、そういう丁寧さを考えております。

ただし、課題や解決に向けて、すぐに学校サイドで対応できるような部分があれば、内容によってすぐに修正をかけるということもあると思いますので、マックスの期間という考え方でこのようにさせていただきました。

繰り返しますけれども、二学期制をより確かなものにするという考え方もありますし、逆に制度の限界性というようなものを考えると、三学期制に戻すというような今後の考え方も含めての検証ということになっていくと思います。ご理解いただければと思います。

○石川  
委員

僕が最初に言ったのは、実際にもし変わるとすると26年度からで、あと2年もあるわけで、この協議会を持つこと自体に何らかの方向性がもしかしたらあるのではないかという、だから、あえて2年もかけるのかという懸念がありました。

実際に市民のアンケートといっても、全くフラットな形でのアンケートというのはほとんどなく、必ず意図があって、その方向性での結論というのがある程度予想されるのが一般的だろうと思うのです。だから、その折にどういうふうな形でのアンケートとか。そうすると、いわゆるこの協議会を持つこと自体に何らかの方向性があったのではないかと思うわけです。

○篠田  
委員

私も、検証するに当たっては、このアンケートの作成が一番重要になるかと思いましたが、もともと二学期制になった本来の目的があって、その目標に対する成果等を理解、検証した上でアンケートを作成してい

くというのがとても大事かというのと、アンケートに答えてもらうほうにもその辺を理解してもらった上で、いろいろな意見があると思うので、幅広く見ていただいた上で、最終的にどういった意見になるかというのを聞いて、じっくり検証していくのが大事かと思いました。

○森 山  
委 員

私は、今、石川委員や教育長がおっしゃったように、慎重にやらねばならないということはわかります。わかるのですが、それだからこそ、この協議会の結論は早く出してほしいということを申し上げたいのです。つまり、これだともう協議会が何かの変更を予定していて、協議会が変更時のプロセスまでを考えに入れて2年間とっているとしたら思えないのです。

そうではなく、二学期制の功罪についての検証というのは素早くやると、事務的に。そして、その後何らかの結論を出して、行政的に変化を起こさなきゃいけないと。三学期制にするというのも1つでしょうし、二学期制のありようを何らかの格好で改めるとか、そういういずれかになるのでしょうかけれども、そういうことにはステップも踏み時間もかけなければいけないと私は思います。これだと、26年からやるとしたって、9月頃によろしくどうしましょうかという検証が終わって、それからやっていたら、こんなものに2年もかけるのであれば、何らかの変更をするのにまた2年かかります。

だから、私はこれについては、検証協議会というのに余り政治的な意図というか、その行政的な意図を持たせずに、きちっと客観的に二学期制の功罪について検証してもらって、そして、それを教育委員会なり何なりで議論して、どのような格好に持っていくかというところで市民の皆さん方の理解をどう得るかとか、そういうプロセスのほうに時間をかけてもらいたいと思います。

○青 蔭  
委員長

ただいまご意見がございましたが、西山指導室長、何かプランの変更とかございますでしょうか。

○西 山  
指導室長

検討させていただきます。

○青 蔭  
委員長

そうでございますか。  
部長。

○田 中  
教育部長  
今、委員が言われたとおり、構成員も含めた中で、タイムスケジュール、これは事務局案としてつくってありますので、今の委員のお話の中で、このタイムスケジュールを含めた中で、この辺のスケジュールを含めて、再度うちの事務局内のほうで見直したいと思います。

○森 山  
委 員  
よろしく。  
この委員の構成を見たら、別に外部の学識経験者であるとか市民の方々であるとか、そういう時間をとるのが難しい方が入っているわけではないです。これは、教育関係の人ばかりです。そうだとすると、集中的に議論することだって十分可能なので、これは、ぜひ見直していただきたいと感じました。

○青 蔭  
委員長  
では、見直すということで。

○田 中  
教育部長  
はい、よろしくお願ひしたいと思います。

○青 蔭  
委員長  
ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声)

○青 蔭  
委員長  
次にまいります。  
美術鑑賞推進事業につきまして、北島文化振興課長、よろしくお願ひいたします。

○北 島  
文化振興  
課 長  
美術鑑賞の、特に小学校での美術鑑賞教育というものにつきまして、一部の学校で既に進められておりますけれども、年明けから本格的に市として美術鑑賞事業に取り組んでいきたいと考えております。既に12月議会に補正予算を提出し、議決を得たところです。

事業の目的は、1つは子どもたちの生きる力を養うということ、もう一つは、文化芸術に親しめる環境をつくるという、大きくはこの2つです。

鑑賞の方法といたしましては、対話型の鑑賞というものを取り入れたいと考えています。対話型鑑賞とは、1980年代にニューヨークの近代美術館で確立された方法と言われておりますが、単に絵の説明をするのではなく、絵画を見ながら、複数の子どもたちがそれぞれどう感じた

かを話し合う鑑賞方法です。

これによって、子どもたちの観察力や想像力、表現力などが養われるといわれています。また、美術鑑賞に関しましては学習指導要領にも平成20年の改訂で大きく記載をされているということがございます。ひいては、子どもたちが大きくなったとき、今の大人たちが抱えている絵画鑑賞に対する苦手意識なども、取り去ってくれるのではないかと考えております。

ただ、この事業を進めるに当たりまして、幾つか課題がございます。大和市は、美術館がないというのが大きな課題として1つございます。それから、図工の専門の先生がいないということ、それからもう一つ、対話型鑑賞のノウハウを持った人材がいないというようなことがあります。これらの課題を解決するために専門家の方、それから市民ボランティアの方の協力を仰いで事業を進めたいと考えています。さきの補正予算につきましても、この専門家への委託料です。

推進態勢ですが、行政としては、文化振興課と指導室が協力をして進めていきます。これに、専門家、また子ども達からいろいろな意見を引き出すという役割を市民ボランティアの方をお願いしたいと考えています。実施にあたっては、学校からの課題などをフィードバックしていくというサイクルを考えています。

専門家につきましては、以前、小学校長会の研修で、この対話型鑑賞の講師として来ていただいた、損保ジャパン美術館の元館長で現在は美術鑑賞教育コーディネーターをしている方と、その方が属しているNPOの法人を予定しています。このNPOは、芸術を使って教育、保育、介護などに芸術を活用する事業を展開しています。東日本大震災の復興支援にも取り組んでいるNPOです。

事業の鍵となるのは市民ボランティアの方です。ガイドスタッフとして活躍をしていただきますので、まずは、この市民ボランティアの育成に取り組んでいきたいと考えています。

今後の予定ですけれども、今年度後半、この市民ボランティアを発掘するためのシンポジウムを開催して、ボランティア育成の足がかりにし

たいと考えています。24年度は、本格的にその市民ボランティアを育成しまして、モデル校で2つないし3つぐらいになるかと思っておりますけれども、対話型鑑賞を試行的に実施したいと考えております。25年度以降は、本格的に幾つかの学校で行い、徐々に校数を増やしていきたいと思っております。

そのシンポジウムですが、予定といたしましては2月25日土曜日を予定しております。場所は、勤労福祉会館3階ホールです。

日本で対話型鑑賞の第一人者と呼ばれている方をお招きして、お話を聞いたり、教員の方などにも入っていただいてパネルディスカッションを行ったりします。そこで、教育のヒントなどもいただけるのかと思っております。次回、年明けの1月の定例会では正式にご案内できると思っておりますので、教育委員の皆さんにつきましても、スケジュールを空けておいていただければと思っております。説明は以上です。

○青 蔭  
委員長

ありがとうございました。

質疑ございますでしょうか。

○森 山  
委員

質疑ではなく、お願いです。美術鑑賞や例えば詩の鑑賞であるといったようなものについては、おおむね鑑賞力を養うよりも知識を詰め込むことのほうに重点が置かれるケースが多いです。「この絵はこんなにすばらしくて、こういう背景があって、こんな人が書いたのだからすごいんだぞ」と言うのと、みんなもすごいなと言っただけで、別に自分がすごいと思ったわけではないと。こういう指導員の方々がうんちくを傾けることに重点が置かれると、子どもたちは知識を得られるのだけれども、鑑賞力は全く磨かれないということになりかねません。そこだけはぜひ気をつけていただきたい。

特に、外国の美術館を見るときにも、あらかじめガイドブックをきちんと見て、そして、うん、そうか、この絵は何々のこうこう、うんと言って、確認をして帰るだけで、実は何も鑑賞してないということが多いのです。そうではなくて、何も知らないで、おっ、この絵はいいなと思った、その感性の方がより重要です。だけど、大体こういう人たちは、うんちくを傾けてしまいます。特に市民ボランティアの人みたいな

方はそういう方が多いので、ここら辺はぜひ、これは生徒の鑑賞力を減退させるような教室にならないようにして欲しいということだけお願いをしておきます。

○北 島  
文化振興  
課 長

森山委員の危惧されていることは、専門家の方たちも重々承知をしているようです。大人はある程度知識を持って絵を見る必要があると考える傾向がありますが、子どもたちには、さまざまな絵の見方、例えば、この絵に描かれている人は何を考えているのか、季節はいつなのか、夜明けなのか日暮れなのかとかなど、そのようなことを引き出しながら鑑賞するのが対話型鑑賞ということです。ご指摘のことはボランティアの方に伝えていきたいと思っています。

○森 山  
委 員

一番困るのは、生徒がある感想を言ったら、君の感想は間違っているということを言うのが一番まずいです。そういう感想はないのです、絵を見て感じたのですから。そこら辺だけは、ぜひお願いをいたします。

○北 島  
文化振興  
課 長

はい、承知しました。

○青 蔭  
委員長

それでは、事務局から何かございますでしょうか。よろしいですか。では、委員の方からいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

石川委員。

○石 川  
委 員

今日の2月25日の件など、一月ぐらい前に新しい予定が入ってくるということも時々あるので、できたらもう少し早く教えていただければと思います。

○青 蔭  
委員長

そういうことでございますので、なるべく早目に日程を発表いただければと思います。

最後に、1月の定例会の日程を申し上げます。1月の定例会は、1月26日木曜日午前10時を予定しております。

◎閉 会

○青 蔭  
委員長

以上にて、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、教育委員会12月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時45分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成23年12月22日

署名委員

署名委員

書 記

書 記